

# 特別養護老人ホーム鈴川敬寿園運営規程

## (サテライト型居住施設)

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人敬寿会が開設する特別養護老人ホーム鈴川敬寿園（以下「施設」という）の適切な運営を確保するために、人員、設備及び運営に関する事項を定め、施設で地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（以下、「施設サービス」という）の提供にあたる従業者（以下「従業員」という）が、要介護状態にある高齢者に対して適切な施設サービスを提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 施設は、介護保険法、老人福祉法及び関係法令に基づき、入所者一人一人の意思及び人格を尊重し、入所者の居宅における生活への復帰を念頭において、入所前の居宅における生活と入所後の生活が連續したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入所者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことができるよう介護サービスの提供に万全を期するものとする。

- 2 施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、山形市、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者等他の介護保険施設、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- 3 本体施設と密接な連携を確保しつつ、入居者が住み慣れた地域での生活を確保とともに、施設周辺地域の人々との密接な交流を図ることができる環境づくりに努めるものとし、サテライト型居住施設として鈴川敬寿園を設置する。

### (施設の名称等)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) サテライト型居住施設の名称 特別養護老人ホーム鈴川敬寿園
- (2) サテライト型居住施設の所在地 山形市大野目二丁目2番67号
- (3) 本体施設の名称 特別養護老人ホーム沼木敬寿園
- (4) 本体施設の所在地 山形市大字沼木68番地1

### (従業員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 施設に勤務する従業員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人以上（沼木敬寿園と兼務）

従業員の管理及び業務の把握を一元的に行う責務と、従業員に運営基準を遵守させるための指揮命令を行う。また地域住民との連絡及び協力を行う等の交流に努める。

- (2) 医師 1人以上（嘱託医）

利用者の健康管理、療養上の指導を行う。

- (3) 歯科医師 1人以上（非常勤）

利用者の健康管理、療養上の指導を行う。

(4) 生活相談員 1人以上 (常勤兼務)

業務計画立案や入所者及び家族の必要な相談・連絡に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者、医療機関等の他の機関との連携を行う。

(5) 看護職員 1人以上

入所者の心身の状況に応じ、健康管理、服薬管理、医療的対応等看護サービスを提供する。

(6) 介護職員 10人以上

介護職員は、入所者の心身の状況に応じ、介護サービスを提供する。

(7) 機能訓練指導員 1人以上

機能訓練指導員は、入所者の心身の状況に応じ、機能訓練サービスを提供する。

(8) 管理栄養士 1人以上 (常勤兼務)

管理栄養士は入所者の栄養や身体の状況、嗜好を考慮した献立作成と栄養指導、厨房等の衛生管理に従事する。

(9) 介護支援専門員 1人以上

介護支援専門員は入所者の課題分析を行うとともに、把握された入所者の心身の状況に基づき、適切な施設サービスが提供されるよう、地域密着型施設サービス計画を作成し、継続的な管理を行う。

2 第1項に定めるもののほか、必要がある場合はその他の従業員を置くことが出来る。

(入所者の定員)

第5条 施設の定員は29名とする。

2 ユニット数及びユニットごとの定員は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) ユニット数 3ユニット

(2) ユニットごとの定員 10名…2ユニット 9名…1ユニット

(施設サービスの内容)

第6条 施設サービスの内容は、次のとおりとする。

(1) 自立支援 (2) 食事 (介助) (3) 入浴 (介助) (4) 排泄 (介助)

(5) 移動 (介助) (6) 着脱 (介助) (7) 整容 (介助) (8) 離床 (介助)

(9) その他の日常生活上の世話 (10) 機能訓練 (11) 健康管理

(12) 相談援助 (13) 通院介助

なお、提供にあたっては、次の点に留意することとする。

(1) 施設サービスは、入所者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その心身の状況を踏まえて、妥当、適切に提供する。

(2) 施設サービスの提供にあたっては、地域密着型施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう、配慮して行う。

(3) 従業員は、施設サービスの提供にあたっては、懇切丁寧に行うこととし、入所者又はその家族に対し、療養上必要な事項について理解しやすいよう説明、

指導を行う。

- (4) 施設は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(利用料その他の費用の額)

第7条 利用料は、厚生労働大臣が定めた告示上の基準額とし、提供するサービスが法定代理受領サービスであるときは、入所者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- 2 事業者は、前項の他、次の各号に定める費用の額の支払いを入所者から受けるものとする。

(1) 居住費 1月あたり 2, 166 円

(2) 食 費 1日あたり 1, 645 円

(朝食：400円、昼食：695円、夕食：550円)

(3) 電気代 1月あたり 300 円 (居室にテレビ等の電化製品を持ち込んだ場合  
及び冬季間居室で加湿器を使用する場合)

(4) その他施設において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入所者に負担させることが適當であると認められるものについては、その実費。

- 3 前項に定める額の徴収に際しては、あらかじめ入所者又はその家族に対して当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得るものとする。

- 4 告示上の基準額が改正された場合は、新しい利用料を書面により説明する。

- 5 入所者の希望により提供されるサービスとして、理美容代、レクリエーション費については実費とし、施設で一時的に立て替え、利用料と一緒に請求する。

- 6 入所者の希望により日常生活品購入を代行で行う場合は、その料金について施設で一時的に立て替え、利用料と一緒に請求する

- 7 前6号、前7号について、あらかじめ入所者又はその家族に対して当該サービスの内容及び説明を行い、同意を得るものとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第8条 施設の入所者は、次の事項に留意しなければならない。

(1) 入所者が外出、外泊しようとするときは、あらかじめ外出、外泊届を提出し、管理者又は責任者の承認を得なければならない。

(2) 入所者は、次の事項を守らなければならない。

- ① 施設内において、政治活動、宗教活動を行ってはならない。
- ② 施設内に危険物を持ち込んではならない。
- ③ 指定された居室は勝手に変更してはならない。

(災害・感染対策)

第9条 防火管理者は、非常災害その他緊急時に備え、防火教育を含む総合訓練、夜間訓練を、地域消防署の協力を得た上で、年2回以上実施する。

- 2 施設の運営にあたり設備において、火災等及び風水害、地震等の災害に対処するため

の計画を策定するとともに、設備に関して対策を講ずるものとする。

- 3 災害や感染症が発生した場合であっても、入所者に対して必要なサービスが安定的・継続的に提供されることを目的として、感染症発生時の業務継続計画及び自然災害発生時の業務継続計画を策定する。

(緊急時における対応方法)

- 第10条 従業員は、施設サービス提供中に、入所者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに配置医師及び家族に連絡し措置を講ずる。深夜帯等配置医師に連絡がつかない時においては、救急搬送等あらかじめ措置を講じておくものとし、急変、その他緊急事態が生じた場合は、管理者に報告しなければならない。

(衛生管理等)

- 第11条 施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適切に行うものとする。

- 2 施設は、施設内において感染症が発生し、又はまん延しないように次の措置を講ずるものとする。

- (1) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果を従業員に周知徹底すること。
- (2) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 従業員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に開催すること。
- (4) 感染症又は食中毒の発生が疑われる際に速やかな対応を行うための体制の整備、地域の医療機関との連携、有症者等の状況及び有症者等に講じた措置の記録、必要に応じて山形市及び保健所の指示を求める等により、まん延の防止に万全を期すこと。

また、日頃から従業員の健康管理を徹底し、従業員や来訪者の健康状態によっては入所者との接触を制限する等の措置を講ずるとともに、入所者及び従業員に対して手洗いやうがいを励行する等衛生教育の徹底を図ること。

(個人情報の保護)

- 第12条 施設は、入所者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 施設が得た入所者の個人情報については、施設での施設サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については入所者又はその代理人及びその家族の同意を得るものとする。

(苦情等への対応)

- 第13条 施設は、施設サービスに関する入所者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に

- 対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとし、その概要を入所者及び家族に文書により説明するものとする。
- 2 施設は、苦情を受け付けた場合には、苦情がサービスの向上を図る上で重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取り組みを自ら行うものとする。
- 3 施設は、入所者又は家族からの苦情に対して山形市及び山形県福祉サービス適正化委員会、国民健康保険団体連合会が実施する調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合には必要な改善を行うものとする。
- 4 施設は、苦情を申し立てた入所者に対していかなる差別的な扱いも行わない。

#### (地域との連携)

- 第14条 施設は、地域又はボランティア団体との連携及び協力を図る等地域との交流を図るものとする。
- 2 施設は、入所者からの苦情に関して山形市が派遣する介護相談員を積極的に受け入れる等山形市との連携に努めるとともに、老人クラブ、婦人会その他住民の協力を得て、山形市が実施する事業に協力するよう努めるものとする。
- 3 施設は、入所者、入所者の家族、地域住民の代表者、山形市の職員又は事業者が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、地域密着型介護老人福祉施設について知見を有する者等により構成される協議会(以下「運営推進会議」という。)を設置し、概ね三月に1回以上、運営推進会議を開催し、提供しているサービスの状況等を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けることとする。
- 4 施設は、事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携を図り、また協力を図ること、地域との相互交流を図ることに努めるものとする。

#### (事故発生時の対応)

- 第15条 施設は、施設サービスの提供による事故の発生又は再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。
- (1) 事故発生防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故又は事故に至る危険性がある事態が発生した場合に、発生の事実及びその分析を通じた改善策を職員に周知する体制を整備すること。
- (3) 事故発生防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 施設は、事故が発生した場合には、速やかに山形市及び入所者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講ずるものとする。
- 3 施設は、前項の事故の状況及び事故に際してとった措置について記録しなければならない。
- 4 施設は、施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

#### (身体的拘束等の制限)

- 第16条 従業者は、施設サービスの提供にあたり、入所者の生命又は身体を保護するた

めに緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等その他入所者の行動を制限する行為を行ってはならない。

- 2 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録し、利用終了後5年間保管することとする。

#### (高齢者虐待防止)

第17条 当事業所は、入所者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる通り必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 苦情解決体制を整備すること。
- (2) 研修等を通じて、職員の人権意識の向上や知識・技術の向上に努めること。
- (3) 施設サービス計画書の作成など適切な支援の実施に努めること。
- (4) 高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を設置し、定期的に開催すると共に、その結果について職員に周知徹底を図る。
- (5) 高齢者虐待防止についての指針の整備を行う。
- (6) 前5号に掲げる措置の適切に実施するための担当者を設置し、前2号に掲げる研修を適切に実施する。

#### (その他運営に関する重要事項)

第18条 事業者は従業員の質的向上を図るため、研究、研修の機会確保に努めるものとする。

- 2 従業員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らさない。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人敬寿会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附則

- 1 この規程は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の事業の人員、設備及び運営に関する基準によるものであるが、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準で定める運営規程を兼ねる。
- 2 この規程は、平成24年4月1日から施行する。  
この規程の改定は、平成27年8月1日から施行する。  
この規程の改定は、平成30年8月1日から施行する。  
この規程の改定は、令和元年10月1日から施行する。  
この規程の改定は、令和3年4月1日から施行する。  
この規程の改定は、令和3年8月1日から施行する。  
この規程の改定は、令和6年4月1日から施行する。  
この規程の改定は、令和6年8月1日から施行する。

この規程の改定は、令和 7年 5月 1日から施行する。